

岩手県告示第684号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成25年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市内の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年8月1日から同年12月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 復旧測量（基準点）、基準点測量及び水準測量